

報道関係者 各位

平成 27 年 12 月 18 日

【照会先】

雇用均等・児童家庭局 総務課

少子化総合対策室

室長補佐 竹中 大剛 (内線 7903)

健全育成係長 市川 久敏 (内線 7909)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2493

### 平成 27 年 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況

（5 月 1 日現在）

厚生労働省では、このほど「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」の平成 27 年の実施状況を取りまとめましたので公表いたします。

放課後児童クラブは、小学校の余裕教室や児童館などで、共働き家庭等の小学校に就学している児童に放課後等の適切な遊びや生活の場を提供する安全・安心な居場所であり、昨年 7 月に文部科学省と共同で策定した「放課後子ども総合プラン」に基づき、平成 31 年度末までに約 30 万人分の新たな受け皿を整備することとしていますが、クラブ数や利用登録している児童の数（登録児童数）などの状況を把握するための調査を毎年実施しています。

なお、今年度は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」及び「放課後児童クラブ運営指針」の内容を踏まえて、調査内容を大幅に見直したことにより、全ての調査内容の集計に時間を要することから、公表を 2 回に分けて行うこととし、登録児童数等の主な数値を先行して公表するものです。

また、全ての調査結果については、集計が完了次第公表する予定です。

【参考】「放課後子ども総合プラン」（平成 26 年 7 月）の国全体の目標

○平成 31 年度末までに、

■放課後児童クラブについて、約 30 万人を新たに整備

・新規開設分の約 80%を小学校内で実施を目指す

■全小学校区（約 2 万か所）で一体的に又は連携して実施し、うち 1 万か所以上を一体型で実施を目指す

## 【調査結果のポイント】

### ○登録児童数

・ 1,024,635人【前年比 88,183人増】（平成26年：936,452人）

### ○放課後児童クラブ数

・ 22,608か所【前年比 524か所増】（平成26年：22,084か所）

### ○放課後児童クラブの支援の単位数

・ 26,528支援の単位（平成27年より調査）

（※）「支援の単位」とは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」により、児童の集団の規模を示す新たな基準として導入したものであり、児童の放課後児童クラブでの活動は、この「支援の単位」を基本として、行うこととなった。

### ○利用できなかった児童数（待機児童数）

・ 16,941人【前年比 6,996人増】（平成26年：9,945人）

### ○18時半を超えて開所しているクラブが全体の約48%を占めている（※）

（※）いわゆる「小1の壁」の解消に向けて、開所時間の延長が一定程度進んでいる。

〔平日〕

・ 10,759か所 (47.6%\*1) [平成26年：8,961か所 (40.6%\*1)]

（\*1）平日に開所しているクラブ数に占める割合

〔長期休暇等〕

・ 10,501か所 (46.7%\*2) [平成26年：8,808か所 (40.0%\*2)]

（\*2）長期休暇等に開所しているクラブ数に占める割合

### ○小学校内（余裕教室または敷地内専用施設）で実施するクラブ数

・ 12,011か所 (53.1%\*3) [平成26年：11,653か所 (52.8%\*3)]

（\*3）全クラブ数に占める割合

### ○小学校内（余裕教室または敷地内専用施設）で実施するクラブのうち、同一小学校内で放課後子供教室を実施しており、活動プログラムに参加している数

・ 3,609か所 (30.0%\*4)（平成27年より調査）

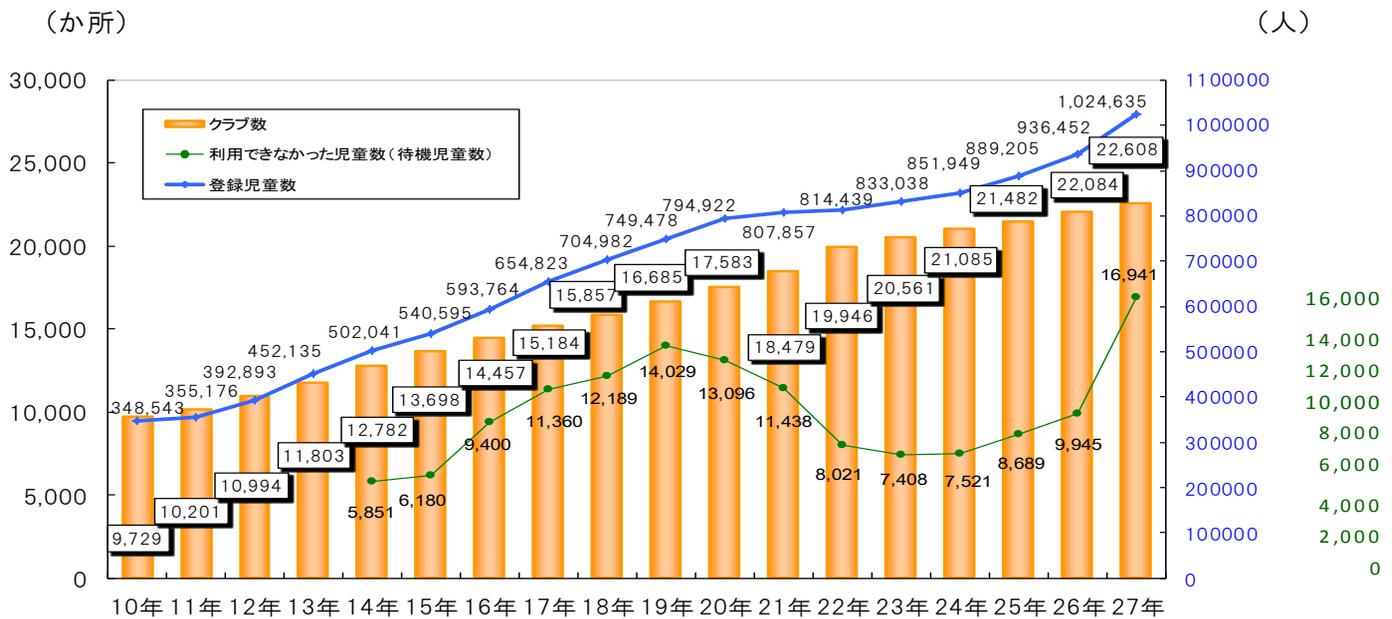
（\*4）学校内で実施するクラブ数に占める割合

# 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況【概要】

## 1. 放課後児童クラブ登録児童数等の状況

- 登録児童数及びクラブ数ともに年々増加傾向にあり、登録児童数は、対前年88,183人増の1,024,635人、クラブ数は、対前年524か所増の22,608か所となっている。
- また、利用できなかった児童数(待機児童数)は、対前年6,996人増の16,941人となっている。

【クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数(待機児童数)の推移】



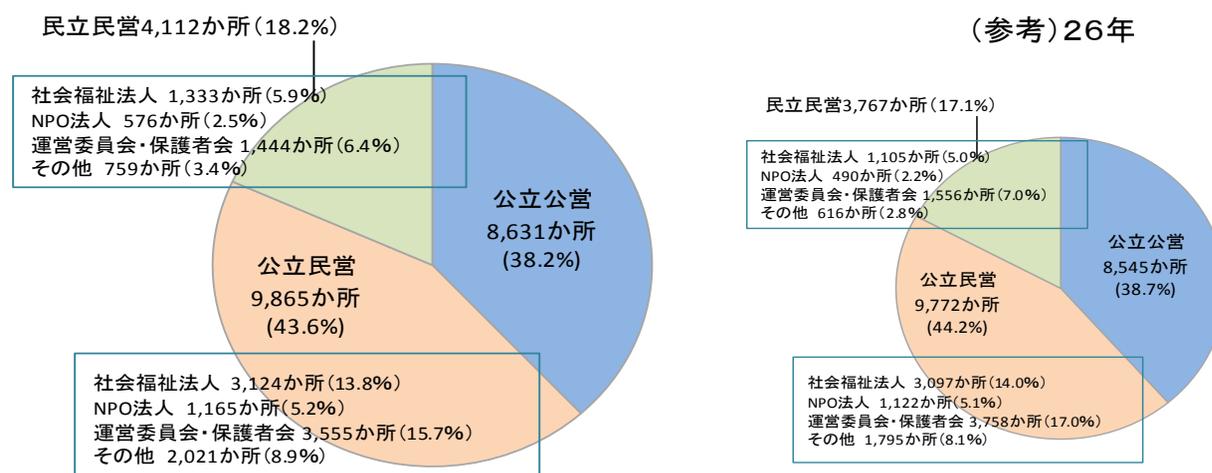
※各年5月1日現在(育成環境課調)  
(平成27年10月1日以降総務課少子化総合対策室)

## (参考)人口動態統計調査

	平成15年 (現6年生)	平成16年 (現5年生)	平成17年 (現4年生)	平成18年 (現3年生)	平成19年 (現2年生)	平成20年 (現1年生)	平成21年 (来年1年生)	平成22年	平成23年	平成24年
出生数 (人)	1,123,610	1,110,721	1,062,530	1,092,674	1,089,818	1,091,156	1,070,035	1,071,304	1,050,806	1,037,231
増減 (人)	▲30,245	▲12,889	▲48,191	30,144	▲2,856	1,338	▲21,121	1,269	▲20,498	▲13,575

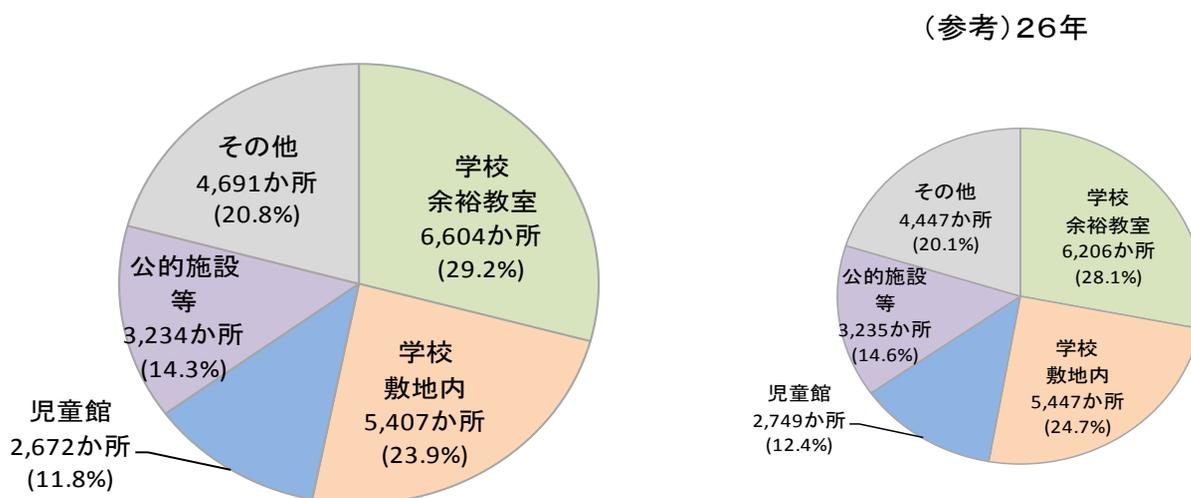
## 2. 設置・運営主体別実施状況

○ 設置・運営主体別実施状況でみると、公立公営と公立民営のクラブが全体の約82%を占めている。



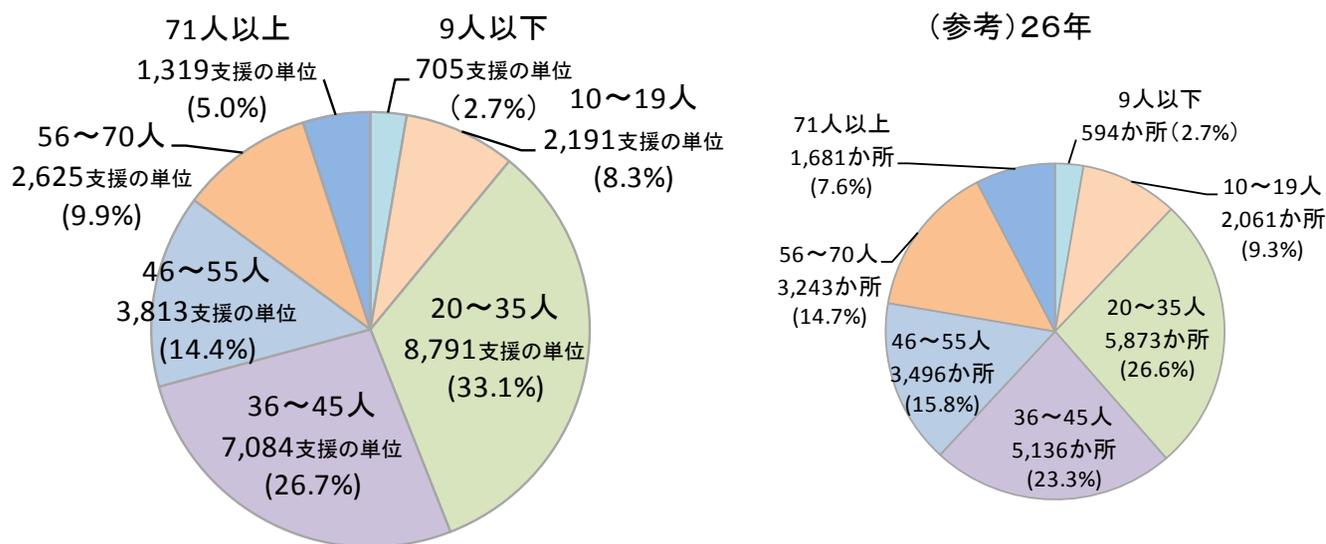
## 3. 設置場所の状況

○ 設置場所では、学校の余裕教室が約29%、学校敷地内の専用施設が約24%と小学校内での合計が約53%、児童館が約12%であり、これらで全体の約65%を占めている。



#### 4. 登録児童数の規模別の状況

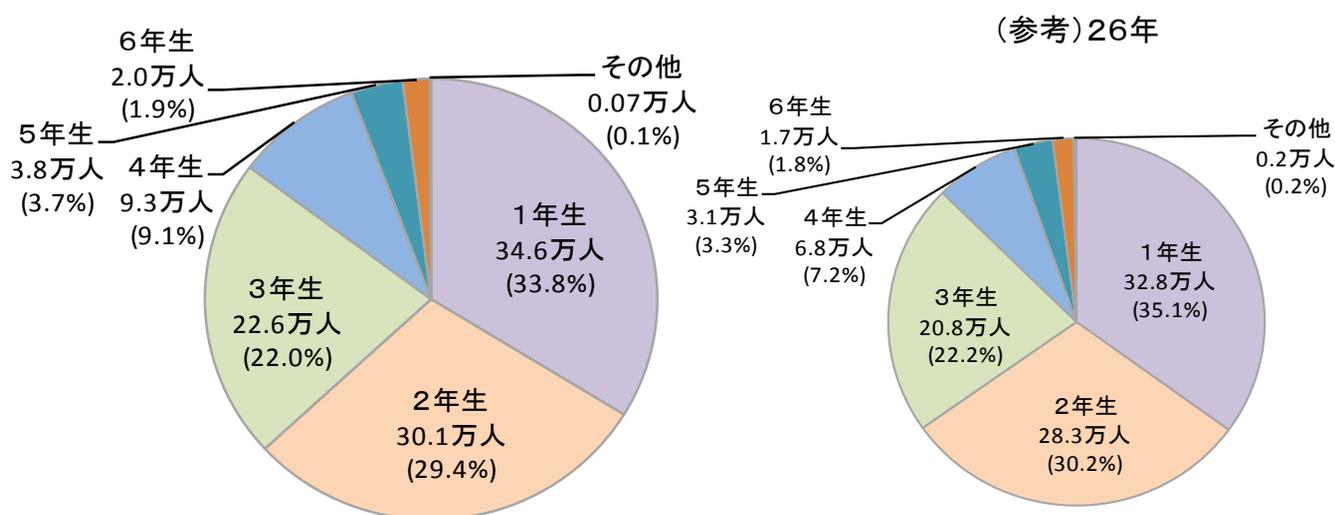
○ 登録児童数の人数規模別で見ると、45人までの支援の単位が全体の約71%を占めている。



※平成26年は、クラブ単位の数

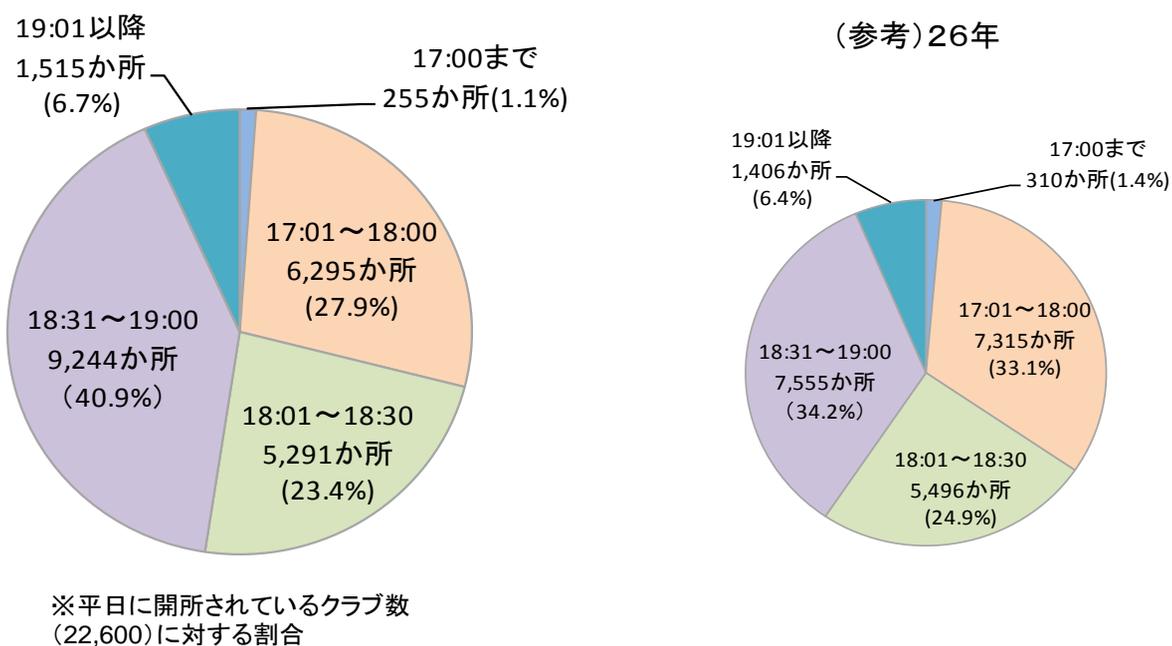
#### 5. 学年別登録児童数の状況

○ 小学校1年生から3年生までで全体の約85%を占めている。また、小学校4年生が約7%から約9%と増加傾向にある。



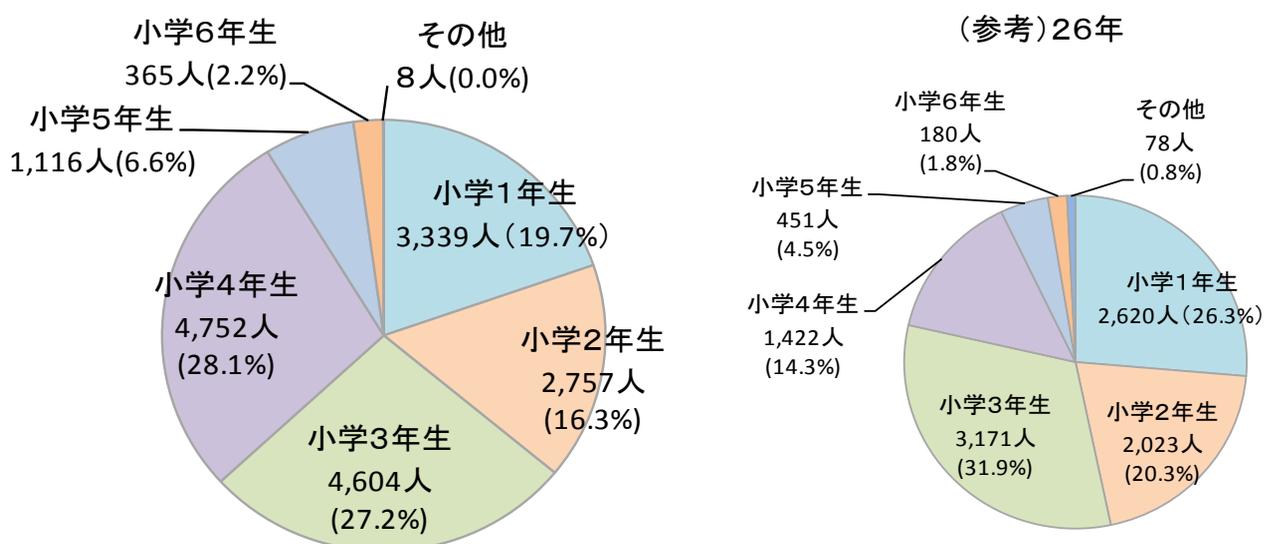
## 6. 終了時刻の状況(平日)

○ 18時半を超えて開所しているクラブが全体の約48%を占めている。



## 7. 待機児童数の学年別の状況

○ 待機児童数の学年別の状況で見ると、26年と比べて小学1年生から3年生が2,886人増、小学4年生から6年生が4,180人増となっている。



## 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況【詳細】

\* 各年5月1日現在の育成環境課調査  
(平成27年10月1日以降総務課少子化総合対策室)

### 1 クラブ数、支援の単位数、利用定員数、登録児童数、実施市町村数及び実施小学校区数の状況

区分	平成27年	平成26年	増減
クラブ数	22,608か所	22,084か所	524か所
支援の単位数	26,528支援の単位	-	-
利用定員数	1,117,671人	-	-
登録児童数	1,024,635人	936,452人	88,183人
実施市町村数(割合) [全市町村数]	1,603市町村(92.1%) [1,741市町村]	1,598市町村(91.8%) [1,741市町村]	5市町村(0.3ポイント) [+0市町村]
実施小学校区数(割合) [全小学校区数]	16,496小学校区(82.0%) [20,113小学校区]	16,651小学校区(81.8%) [20,357小学校区]	▲155小学校区(0.2ポイント) [▲244小学校区]

注1:実施市町村割合は、各年の全市町村数に対する割合、実施小学校区割合は、各年の全小学校区数に対する割合である。

注2:全小学校区数は、文部科学省が実施する学校基本調査における公立の小学校の総数(ただし、分校及び0学級の小学校は除く)である。

注3:支援の単位数及び利用定員数は、平成27年より項目を新たに設けて調査したもの。

### (参考)過去5年間のクラブ数、登録児童数、実施市町村数の推移

区分	平成26年	平成25年	平成24年	平成23年	平成22年
クラブ数(か所)	22,084	21,482	21,085	20,561	19,946
増減	602	397	524	615	1,467
登録児童数(人)	936,452	889,205	851,949	833,038	814,439
増減	47,247	37,256	18,911	18,599	6,582
実施市町村数(割合) [全市町村数]	1,598(91.8%) [1,741]	1,595(91.6%) [1,742]	1,591(91.3%) [1,742]	1,574(90.7%) [1,735]	1,580(90.3%) [1,750]

※平成23年の数値は、東日本大震災の影響で調査を実施できなかった岩手県、福島県の12市町村を除いて集計している。

### 2 設置・運営主体別クラブ数の状況

(か所)

区分	平成27年	平成26年	増減
公立公営	8,631 (38.2%)	8,545 (38.7%)	86
公立民営(合計)	9,865 (43.6%)	9,772 (44.2%)	93
社会福祉法人	3,124 (13.8%)	3,097 (14.0%)	27
民法34条法人	819 (3.6%)	814 (3.7%)	5
NPO法人	1,165 (5.2%)	1,122 (5.1%)	43
運営委員会・保護者会	3,555 (15.7%)	3,758 (17.0%)	▲203
任意団体	290 (1.3%)	347 (1.6%)	▲57
株式会社	525 (2.3%)	-	525
学校法人	172 (0.8%)	-	172
その他	215 (1.0%)	634 (2.9%)	▲419
私立民営(合計)	4,112 (18.2%)	3,767 (17.1%)	345
社会福祉法人	1,333 (5.9%)	1,105 (5.0%)	228
民法34条法人	87 (0.4%)	84 (0.4%)	3
NPO法人	576 (2.5%)	490 (2.2%)	86
運営委員会・保護者会	1,444 (6.4%)	1,556 (7.0%)	▲112
任意団体	50 (0.2%)	38 (0.2%)	12
株式会社	115 (0.5%)	-	115
学校法人	186 (0.8%)	-	186
その他	321 (1.4%)	494 (2.2%)	▲173
計	22,608 (100.0%)	22,084 (100.0%)	524

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:公立民営・私立民営については、その運営主体ごとの内訳である。

注3:株式会社及び学校法人は、平成27年より項目を新たに設けて調査したものであり、平成26年においては、その他に含まれる。

### 3 実施場所別クラブ数の状況

(か所)

実施場所	平成 27 年		平成 26 年		増減
小学校	12,011	(53.1%)	11,653	(52.8%)	358
学校の余裕教室	6,604	(29.2%)	6,206	(28.1%)	398
学校敷地内専用施設	5,407	(23.9%)	5,447	(24.7%)	▲ 40
児童館・児童センター	2,672	(11.8%)	2,749	(12.4%)	▲ 77
公的施設利用	1,684	(7.4%)	1,739	(7.9%)	▲ 55
民家・アパート	1,226	(5.4%)	1,223	(5.5%)	3
保育所	960	(4.2%)	1,021	(4.6%)	▲ 61
公有地専用施設	1,550	(6.9%)	1,496	(6.8%)	54
民有地専用施設	1,152	(5.1%)	1,076	(4.9%)	76
幼稚園	388	(1.7%)	435	(2.0%)	▲ 47
団地集会室	117	(0.5%)	129	(0.6%)	▲ 12
商店街空き店舗	279	(1.2%)	158	(0.7%)	121
認定こども園	155	(0.7%)	—	—	155
その他	414	(1.8%)	405	(1.8%)	9
計	22,608	(100.0%)	22,084	(100.0%)	524

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:認定こども園は、平成27年より項目を新たに設けて調査したものであり、平成26年においては、その他に含まれる。

### 4 実施規模別支援の単位数の状況

(支援の単位)

実施規模	平成 27 年	
9人以下	705	(2.7%)
10人～19人	2,191	(8.3%)
20人～35人	8,791	(33.1%)
36人～45人	7,084	(26.7%)
46人～55人	3,813	(14.4%)
56人～70人	2,625	(9.9%)
71人以上	1,319	(5.0%)
計	26,528	(100.0%)

注:( )内は平成27年の総数に対する割合である。

### 【参考】実施規模別クラブ数の状況

(か所)

実施規模	平成 27 年		平成 26 年		増減
9人以下	578	(2.6%)	594	(2.7%)	▲ 16
10人～19人	2,001	(8.9%)	2,061	(9.3%)	▲ 60
20人～35人	5,745	(25.4%)	5,873	(26.6%)	▲ 128
36人～45人	5,093	(22.5%)	5,136	(23.3%)	▲ 43
46人～55人	3,316	(14.7%)	3,496	(15.8%)	▲ 180
56人～70人	3,161	(14.0%)	3,243	(14.7%)	▲ 82
71人以上	2,714	(12.0%)	1,681	(7.6%)	1,033
計	22,608	(100.0%)	22,084	(100.0%)	524

注:( )内は各年の総数に対する割合である。

5 利用定員の設定規模別支援の単位数の状況

(支援の単位)

実施規模	平成 27 年	
9人以下	97	(0.4%)
10人～19人	827	(3.1%)
20人～35人	7,737	(29.2%)
36人～45人	9,922	(37.4%)
46人～55人	3,325	(12.5%)
56人～70人	3,103	(11.7%)
71人以上	1,198	(4.5%)
設定していない	319	(1.2%)
計	26,528	(100.0%)

注:( )内は全支援の単位数(27年:26,528)に対する割合である。

【参考】利用定員の設定規模別クラブ数の状況

(か所)

実施規模	平成 27 年	
9人以下	82	(0.4%)
10人～19人	649	(2.9%)
20人～35人	4,670	(20.7%)
36人～45人	7,412	(32.8%)
46人～55人	2,884	(12.8%)
56人～70人	3,715	(16.4%)
71人以上	2,941	(13.0%)
設定していない	255	(1.1%)
計	22,608	(100.0%)

注:( )内は全クラブ数(27年:22,608)に対する割合である。

6 学年別登録児童数の状況

(人)

学年	平成 27 年		平成 26 年		増減
小学1年生	346,232	(33.8%)	328,231	(35.1%)	18,001
小学2年生	301,006	(29.4%)	282,592	(30.2%)	18,414
小学3年生	225,934	(22.0%)	207,555	(22.2%)	18,379
小学4年生	93,003	(9.1%)	67,802	(7.2%)	25,201
小学5年生	37,673	(3.7%)	30,830	(3.3%)	6,843
小学6年生	20,039	(1.9%)	17,178	(1.8%)	2,861
その他	748	(0.1%)	2,264	(0.2%)	▲ 1,516
計	1,024,635	(100.0%)	936,452	(100.0%)	88,183

注:( )内は各年の総数に対する割合である。計数には、障害児数も含む。

7 年間開所日数別クラブ数の状況

(か所)

開所日数	平成 27 年		平成 26 年		増減
199日以下	77	(0.3%)	25	(0.1%)	52
200日～249日	1,031	(4.6%)	903	(4.1%)	128
250日～279日	4,085	(18.1%)	3,537	(16.0%)	548
280日～299日	17,090	(75.6%)	17,279	(78.2%)	▲ 189
300日以上	325	(1.4%)	340	(1.5%)	▲ 15
計	22,608	(100.0%)	22,084	(100.0%)	524

注:( )内は各年の総数に対する割合である。

8 平日の開所時刻の状況

(か所)

開所時刻	平成 27 年	平成 26 年	増減
11:00以前	2,392 (10.6%)	2,894 (13.1%)	▲ 502
11:01 ~ 12:00	2,385 (10.6%)	2,235 (10.1%)	150
12:01 ~ 13:00	7,449 (33.0%)	7,540 (34.2%)	▲ 91
13:01 ~ 14:00	7,265 (32.1%)	6,757 (30.6%)	508
14:01以降	3,109 (13.8%)	2,656 (12.0%)	453
計	22,600 (100.0%)	22,082 (100.0%)	518

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:[27年:22,600]、[26年:22,082]は、平日に開所しているクラブ数。

9 平日の終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	平成 27 年	平成 26 年	増減
17:00まで	255 (1.1%)	310 (1.4%)	▲ 55
17:01 ~ 18:00	6,295 (27.9%)	7,315 (33.1%)	▲ 1,020
18:01 ~ 18:30	5,291 (23.4%)	5,496 (24.9%)	▲ 205
18:31 ~ 19:00	9,244 (40.9%)	7,555 (34.2%)	1,689
19:01以降	1,515 (6.7%)	1,406 (6.4%)	109
計	22,600 (100.0%)	22,082 (100.0%)	518

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:[27年:22,600]、[26年:22,082]は、平日に開所しているクラブ数。

10 長期休暇等の開所時刻の状況

(か所)

開所時刻	平成 27 年	平成 26 年	増減
6:59以前	10 (0.0%)	9 (0.0%)	1
7:00 ~ 7:59	5,922 (26.3%)	4,966 (22.5%)	956
8:00 ~ 8:59	15,972 (71.0%)	16,134 (73.3%)	▲ 162
9:00 ~ 9:59	561 (2.5%)	877 (4.0%)	▲ 316
10:00以降	42 (0.2%)	39 (0.2%)	3
計	22,507 (100.0%)	22,025 (100.0%)	482

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:[27年:22,507]、[26年:22,025]は、長期休暇等に開所しているクラブ数。

11 長期休暇等の終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	平成 27 年	平成 26 年	増減
17:00まで	359 (1.6%)	568 (2.6%)	▲ 209
17:01 ~ 18:00	6,417 (28.5%)	7,316 (33.2%)	▲ 899
18:01 ~ 18:30	5,230 (23.2%)	5,333 (24.2%)	▲ 103
18:31 ~ 19:00	9,057 (40.3%)	7,442 (33.8%)	1,615
19:01以降	1,444 (6.4%)	1,366 (6.2%)	78
計	22,507 (100.0%)	22,025 (100.0%)	482

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:[27年:22,507]、[26年:22,025]は、長期休暇等に開所しているクラブ数。

12 長期休暇等の開所状況

(か所)

開所状況	平成 27 年	平成 26 年	増減
土曜日 〔毎週開所以外〕	21,264 (94.1%) 〔4,000〕	20,838 (94.4%) 〔3,619〕	426 〔381〕
日曜日	1,671 (7.4%)	1,683 (7.6%)	▲ 12
夏休み等	22,298 (98.6%)	21,813 (98.8%)	485

注1:( )内は全クラブ数(27年:22,608、26年:22,084)に対する割合である。

注2:[ ]内は毎週開所以外のクラブ数であり、内数である。

13 障害児受入数別クラブ数の状況

(か所)

受入数	平成 27 年	平成 26 年	増減
1人	5,008 (41.2%)	5,294 (44.3%)	▲ 286
2人	2,981 (24.5%)	3,023 (25.3%)	▲ 42
3人	1,691 (13.9%)	1,539 (12.9%)	152
4人	926 (7.6%)	866 (7.2%)	60
5人以上	1,560 (12.8%)	1,229 (10.3%)	331
計	12,166 (100.0%)	11,951 (100.0%)	215

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:全クラブ数に対して、障害児を受け入れているクラブの割合は、27年:53.8%、26年:54.1%である。

14 障害児受入の定員設定別クラブ数の状況

(か所)

定員設定の有無	平成 27 年	平成 26 年	増減
障害児受入の 定員無し	9,149 (75.2%)	10,838 (90.7%)	▲ 1,689
障害児受入の 定員有り	3,017 (24.8%)	1,113 (9.3%)	1,904
計	12,166 (100.0%)	11,951 (100.0%)	215

注:( )内は各年の総数に対する割合である。

15 障害児の学年別登録児童数の状況

(人)

学年	平成 27 年	平成 26 年	増減
小学1年生	7,462 (24.6%)	6,890 (24.8%)	572
小学2年生	7,928 (26.1%)	7,480 (26.9%)	448
小学3年生	6,928 (22.8%)	6,335 (22.8%)	593
小学4年生	4,007 (13.2%)	3,309 (11.9%)	698
小学5年生	2,308 (7.6%)	2,083 (7.5%)	225
小学6年生	1,634 (5.4%)	1,582 (5.7%)	52
その他	85 (0.3%)	97 (0.3%)	▲ 12
計	30,352 (100.0%)	27,776 (100.0%)	2,576

注1:( )内は各年の総数に対する割合である。

注2:全登録児童数に対する障害児の登録児童数の割合は、27年:3.0%、26年:3.0%である。

16 利用できなかった児童(待機児童)のいるクラブ数の状況

(か所)

	平成 27 年	平成 26 年	増減
利用できなかった 児童がいるクラブ数	2,454 (10.9%)	1,753 (7.9%)	701

注:利用できなかった児童数を把握しているクラブの数値である。

( )内は全クラブ数(27年:22,608、26年:22,084)に対する割合である。

17 利用できなかった児童数(待機児童数)の状況

(人)

	平成 27 年	平成 26 年	増減
小学1年生	3,339 (19.7%) [51]	2,620 (26.3%) [56]	719 [▲ 5]
小学2年生	2,757 (16.3%) [27]	2,023 (20.3%) [34]	734 [▲ 7]
小学3年生	4,604 (27.2%) [53]	3,171 (31.9%) [39]	1,433 [14]
小学4年生	4,752 (28.1%) [52]	1,422 (14.3%) [29]	3,330 [23]
小学5年生	1,116 (6.6%) [17]	451 (4.5%) [16]	665 [1]
小学6年生	365 (2.2%) [16]	180 (1.8%) [6]	185 [10]
その他	8 (0.0%) [0]	78 (0.8%) [0]	▲ 70 [0]
計	16,941 (100.0%) [216]	9,945 (100.0%) [180]	6,996 [36]

注:( )内は各年の総数に対する割合である。[ ]内は障害児数であり、内数である。

18 新1年生の受入開始の状況

(か所)

	平成 27 年	平成 26 年	増減
4月1日より受入	21,688 (95.9%)	21,374 (96.8%)	314

注:( )内は全クラブ数(27年:22,608、26年:22,084)に対する割合である。

19 専用区画の有無の状況

(か所)

	平成 27 年	平成 26 年	増減
専用区画有り	22,247 (98.4%)	21,532 (97.5%)	715

注:( )内は全クラブ数(27年:22,608、26年:22,084)に対する割合である。

20 児童1人当たりの専用区画面積の状況

(か所)

	平成 27 年	平成 26 年	増減
1.65㎡以上	16,876 (74.6%)	16,186 (73.3%)	690

注:( )内は全クラブ数(27年:22,608、26年:22,084)に対する割合である。

21 クラブ内の静養スペースの状況

(か所)

	平成 27 年	平成 26 年	増減
専用区画に 静養スペース有り	14,142 (62.6%)	14,510 (65.7%)	▲ 368
専用区画とは別に 静養スペース有り	2,493 (11.0%)	— —	2,493
計	16,635 (73.6%)	14,510 (65.7%)	2,125

注1:( )内は全クラブ数(27年:22,608、26年:22,084)に対する割合である。

注2:平成27年から、選択肢に「専用区画とは別の部屋に静養スペースを設けている」を設けて調査した。

22 雇用形態別放課後児童支援員等の数の状況

(人)

	平成 27 年	
常勤職員	30,405	(26.8%)
非常勤職員	39,802	(35.1%)
嘱託職員	7,473	(6.6%)
パート・アルバイト	31,442	(27.7%)
その他	4,193	(3.7%)
計	113,315	(100.0%)

注:( )内は平成27年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めない。

23 一の支援の単位あたりの放課後児童支援員等の数の状況

(支援の単位)

	平成 27 年	
1人	0	(0.0%)
2人	5,679	(21.4%)
3人	6,211	(23.4%)
4人	5,365	(20.2%)
5人以上	9,273	(35.0%)
計	26,528	(100.0%)

注:( )内は平成27年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤や非常勤等を区別しない。

(参考) 1クラブあたりの放課後児童指導員数の状況

(か所)

	平成 26 年	
1人	1,006	(4.6%)
2人	4,160	(18.8%)
3人	4,617	(20.9%)
4人	4,193	(19.0%)
5人以上	8,108	(36.7%)
計	22,084	(100.0%)

注:( )内は平成26年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤や非常勤等を区別しない。

24 放課後児童支援員の資格の状況

(人)

	平成 27 年	
基準第10条第3項一号	21,833	(27.3%)
基準第10条第3項二号	481	(0.6%)
基準第10条第3項三号	24,314	(30.4%)
基準第10条第3項四号	22,999	(28.8%)
基準第10条第3項五号	1,106	(1.4%)
基準第10条第3項六号	74	(0.1%)
基準第10条第3項七号	54	(0.1%)
基準第10条第3項八号	29	(0.1%)
基準第10条第3項九号	9,056	(11.3%)
計	79,946	(100.0%)

注1:( )内は27年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・非常勤等を区別しない。

注2:基準第10条第3項

- 一 保育士の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業等」という。)であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- 五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第一百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
- 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 九 高等学校卒業等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市区町村長が適当と認めたもの

(参考)放課後児童指導員の資格の状況

(人)

	平成 26 年	
保育士・幼稚園教諭	28,086	(29.8%)
幼稚園以外の教諭	19,254	(20.4%)
児童福祉経験有り	22,373	(23.7%)
その他38条	2,849	(3.0%)
資格なし	21,731	(23.0%)
計	94,293	(100.0%)

注1:( )内は26年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・非常勤を区別しない。

また、1人の指導員に対し、1つの資格を計上。

注2:「その他38条」は「保育士・幼稚園教諭」、「幼稚園以外の教諭」、「児童福祉経験有り」以外で児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項に該当する者。

25 放課後子供教室との連携の状況

(か所)

実施状況	平成 27 年	
同一小学校区内で 放課後子供教室を実施	10,143	(44.9%)
うち放課後子供教室の 活動プログラムに 参加している	6,233	(27.6%)
うち同一小学校内で実施	3,609	(30.0%)
学校の余裕教室	2,002	(16.7%)
学校敷地内専用施設	1,607	(13.4%)

注1:「放課後子供教室」とは、文部科学省が実施する、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業。

注2:「同一小学校区内で放課後子供教室を実施」、「うち放課後子供教室の活動プログラムに参加している」における、( )内は全クラブ数(27年:22,608)に対する割合である。

注3:「うち同一小学校内で実施」における( )内は、学校内で実施するクラブ数(27年:12,011)に対する割合である。

(参考)小学校内で実施する放課後児童クラブのうち、同一小学校内に放課後子供教室があるか所数

(か所)

実施場所	平成 26 年	
学校の余裕教室	2,368	(20.3%)
学校敷地内専用施設	2,024	(17.4%)
計	4,392	(37.7%)

注:( )内は学校内で実施するクラブ数(26年:11,653)に対する割合である。

26 放課後児童健全育成事業の設備及び運営についての基準条例の制定状況

(市町村数)

	平成 27 年	
制定済み	1,618	(92.9%)
条例案を検討中	15	(0.9%)
制定していない	108	(6.2%)
計	1,741	(100.0%)

注:( )内は全市町村数(27年:1,741)に対する割合である。

## 〔調査概要〕

(参考資料1)

### 1 調査の目的

この調査は、全国の放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況を把握し、児童の健全育成の推進のための基礎資料を得ることを目的として、毎年実施している。

### 2 調査の対象

全国の市町村(1, 741市町村)

### 3 調査の期日

平成27年5月1日現在

### 4 主な調査事項

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施か所数、登録児童数、実施場所別クラブ数、実施規模別クラブ数、年間開所日数別クラブ数、利用できなかった児童数(待機児童数)等

### 5 調査の方法

厚生労働省があらかじめ定めた調査票により各市町村が記入

### 6 調査の集計

集計は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局において行った。

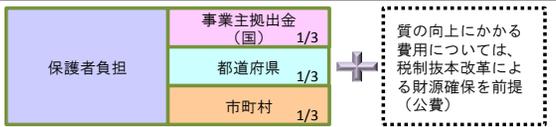
#### (参考) 放課後児童健全育成事業

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで放課後に適切な遊び、生活の場を与えてその健全育成を図る事業

(平成9年の児童福祉法改正により法定化<児童福祉法第6条の3第2項>)

- 平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度においては、放課後児童クラブも、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業（13事業）の1つに位置づけられており、事業主からの拠出金財源や消費税財源を活用して、質・量ともに充実を図っていくこととしている。
- 子ども・子育て支援新制度における放課後児童クラブに関する主な改正事項は以下のとおりである。

### 放課後児童クラブの主な法改正事項

	新制度施行前	新制度施行後(平成27年4月～)
対象児童 (児童福祉法 第6条の3第2項)	おおむね10歳未満の留守家庭の小学生	留守家庭の小学生 ※保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知する。(衆/参・附帯決議)
設備及び運営 の基準 (法第34条の8の2)	特段の定めなし	国が省令で基準を定め、市町村で条例を制定 [従事する者及び員数...従うべき基準] [施設、開所日数、時間など...参酌すべき基準]
市町村の関与 (法第34条の8第2項)	開始後1ヶ月以内に事後の届け出など [届け出先:都道府県]	事業開始前の事前の届け出など [届け出先:市町村]
市町村の情報収集 (法第21条の11)	子育て支援事業に関し、必要な情報の提供	子育て支援事業に関し、必要な情報の収集及び提供、相談及び助言、利用のあっせん又は調整、要請
事業の実施の促進 (法第56条の7第2項)	特段の定めなし	市町村の公有財産(学校の余裕教室など) の貸付け等による事業の促進
計画等 (子ども・子育て支援法 第61条)	・「市町村行動計画」の策定。 ・総合的かつ効果的に次世代育成支援 対策を推進する努力義務	・「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定 ・区域ごとの事業量の見込みや提供体制の確保について法律上に規定 ・総合的かつ計画的に事業を実施する義務 ※地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること。(参・附帯決議)
費用負担割合	 <p>※総事業費の1/2程度を保護者負担と整理のうえ 予算計上している。</p>	 <p>※質の改善(向上)にかかる費用について、事業主拠出金は充当しない。 (平成24年3月2日少子化社会対策会議決定) ※放課後児童健全育成事業に従事する者の処遇改善に資するための施策について検討を加え、 所要の措置を講ずる。(子ども・子育て支援法附則第2条第3項) ※子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定財源の確保に努める。 (同法附則第3条) ※幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円程度の財源が必要 であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円につ いて、速やかに確保の道筋を示す。(参・附帯決議)</p>

- 平成26年7月に文部科学省と共同で策定した「放課後子ども総合プラン」に基づき、平成31年度までに約30万人分を新たに整備することとしている。

### 「放課後子ども総合プラン」の全体像

(平成26年7月31日策定・公表)

#### 趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

#### 国全体の目標

- 平成31年度末までに
  - 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備  
(約90万人⇒約120万人)
  - ・新規開設分の約80%を小学校内で実施
  - 全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施  
(約600か所⇒1万か所以上)を目指す
  - ※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用
  - ※放課後子供教室の充実(約1万カ所⇒約2万カ所)

#### 市町村及び都道府県の取組

- 国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載
- 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に、
  - ・平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量
  - ・小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策
  - などを記載し、計画的に整備
  - ※行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定も可

#### 市町村及び都道府県の体制等

- 市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化
- 「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

国全体の目標を達成するための具体的な推進方策

#### 学校施設を徹底活用した実施促進

- 学校施設の活用に応じた責任体制の明確化
  - ・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
  - ・事故が起きた場合の対応等の取決め等について協定を締結するなどの工夫が必要
- 余裕教室の徹底活用等に向けた検討
  - ・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議
- 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進
  - ・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

#### 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

- 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方
  - ・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの
  - 全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
  - 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
  - 実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
  - 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要

#### 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携
  - ・学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討
  - ・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能

※国は「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討

放課後児童クラブ数及び登録児童数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所，人）

No.	都道府県名	クラブ数	登録児童数
1	北海道	619	25,185
2	青森県	256	10,448
3	岩手県	267	10,516
4	宮城県	261	11,877
5	秋田県	187	8,232
6	山形県	284	12,256
7	福島県	323	12,750
8	茨城県	776	31,494
9	栃木県	432	15,971
10	群馬県	309	13,386
11	埼玉県	978	43,373
12	千葉県	757	31,083
13	東京都	1,661	92,604
14	神奈川県	386	17,788
15	新潟県	336	12,649
16	富山県	147	5,768
17	石川県	200	8,108
18	福井県	236	8,694
19	山梨県	237	9,588
20	長野県	318	17,518
21	岐阜県	280	12,207
22	静岡県	388	15,732
23	愛知県	726	32,263
24	三重県	338	12,031
25	滋賀県	234	10,695
26	京都府	242	11,792
27	大阪府	587	29,808
28	兵庫県	516	20,434
29	奈良県	203	9,434
30	和歌山県	116	4,224
31	鳥取県	153	6,248
32	島根県	208	7,212
33	岡山県	214	7,136
34	広島県	294	11,825
35	山口県	295	10,768
36	徳島県	150	6,388
37	香川県	136	5,804
38	愛媛県	184	6,876
39	高知県	73	2,870
40	福岡県	454	24,383
41	佐賀県	228	9,243
42	長崎県	232	9,905
43	熊本県	281	10,895
44	大分県	204	7,809
45	宮崎県	167	5,673
46	鹿児島県	305	10,875
47	沖縄県	265	10,329
	都道府県合計	16,443	712,147

No.	指定都市名	クラブ数	登録児童数
48	札幌市	247	15,580
49	仙台市	157	8,916
50	さいたま市	205	8,883
51	千葉市	150	8,285
52	横浜市	339	13,752
53	川崎市	124	5,283
54	相模原市	94	5,242
55	新潟市	138	8,298
56	静岡市	95	3,839
57	浜松市	120	5,133
58	名古屋市	209	6,364
59	京都市	173	11,628
60	大阪市	143	3,979
61	堺市	92	7,612
62	神戸市	198	11,121
63	岡山市	144	5,822
64	広島市	196	7,408
65	北九州市	133	10,340
66	福岡市	140	13,782
67	熊本市	128	4,607
	指定都市合計	3,225	165,874

No.	中核市名	クラブ数	登録児童数
68	函館市	49	1,782
69	旭川市	63	2,550
70	青森市	45	2,104
71	盛岡市	46	2,197
72	秋田市	34	1,257
73	郡山市	41	2,045
74	いわき市	46	2,291
75	宇都宮市	66	4,299
76	前橋市	57	2,874
77	高崎市	81	3,659
78	川越市	42	2,168
79	越谷市	45	2,556
80	船橋市	79	4,664
81	柏市	55	2,609
82	八王子市	116	5,612
83	横須賀市	58	1,625
84	富山市	90	6,986
85	金沢市	84	4,489
86	長野市	44	3,970
87	岐阜市	47	2,300
88	豊橋市	74	2,698
89	岡崎市	43	2,213
90	豊田市	85	3,031
91	大津市	64	2,675
92	豊中市	68	3,243
93	高槻市	64	2,968
94	枚方市	96	3,588
95	東大阪市	55	3,323
96	姫路市	69	3,926
97	尼崎市	51	2,231
98	西宮市	61	3,033
99	奈良市	73	3,006
100	和歌山市	76	2,685
101	倉敷市	67	4,283
102	福山市	74	4,508
103	下関市	41	2,030
104	高松市	94	3,478
105	松山市	88	4,248
106	高知市	78	3,740
107	久留米市	47	3,561
108	長崎市	90	4,810
109	大分市	55	3,687
110	宮崎市	51	3,139
111	鹿児島市	116	5,116
112	那覇市	72	3,357
	中核市合計	2,940	146,614
	総合計	22,608	1,024,635

（平成27年5月1日 総務課少子化総合対策室調べ）

放課後児童クラブ数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：か所）

No.	都道府県名	27年度	26年度	増減
1	北海道	619	615	4
2	青森県	256	230	26
3	岩手県	267	261	6
4	宮城県	261	254	7
5	秋田県	187	189	△ 2
6	山形県	284	276	8
7	福島県	323	289	34
8	茨城県	776	691	85
9	栃木県	432	410	22
10	群馬県	309	296	13
11	埼玉県	978	877	101
12	千葉県	757	718	39
13	東京都	1,661	1,632	29
14	神奈川県	386	359	27
15	新潟県	336	320	16
16	富山県	147	138	9
17	石川県	200	184	16
18	福井県	236	220	16
19	山梨県	237	217	20
20	長野県	318	325	△ 7
21	岐阜県	280	285	△ 5
22	静岡県	388	361	27
23	愛知県	726	680	46
24	三重県	338	309	29
25	滋賀県	234	216	18
26	京都府	242	268	△ 26
27	大阪府	587	579	8
28	兵庫県	516	469	47
29	奈良県	203	196	7
30	和歌山県	116	115	1
31	鳥取県	153	145	8
32	島根県	208	206	2
33	岡山県	214	211	3
34	広島県	294	286	8
35	山口県	295	290	5
36	徳島県	150	148	2
37	香川県	136	130	6
38	愛媛県	184	172	12
39	高知県	73	66	7
40	福岡県	454	530	△ 76
41	佐賀県	228	213	15
42	長崎県	232	229	3
43	熊本県	281	262	19
44	大分県	204	191	13
45	宮崎県	167	165	2
46	鹿児島県	305	288	17
47	沖縄県	265	282	△ 17
都道府県合計		16,443	15,793	650

※平成27年度から「越谷市と八王子市」が中核市となったため、平成26年度公表データ「埼玉県と東京都」から越谷市のクラブ数（42クラブ）と八王子市のクラブ数（116クラブ）を減算している。

No.	指定都市名	27年度	26年度	増減
48	札幌市	247	233	14
49	仙台市	157	161	△ 4
50	さいたま市	205	191	14
51	千葉市	150	125	25
52	横浜市	339	307	32
53	川崎市	124	129	△ 5
54	相模原市	94	113	△ 19
55	新潟市	138	128	10
56	静岡市	95	90	5
57	浜松市	120	118	2
58	名古屋市	209	206	3
59	京都市	173	167	6
60	大阪市	143	142	1
61	堺市	92	91	1
62	神戸市	198	206	△ 8
63	岡山市	144	127	17
64	広島市	196	184	12
65	北九州市	133	201	△ 68
66	福岡市	140	253	△ 113
67	熊本市	128	122	6
指定都市合計		3,225	3,294	△ 69

No.	中核市名	27年度	26年度	増減
68	函館市	49	47	2
69	旭川市	63	57	6
70	青森市	45	42	3
71	盛岡市	46	45	1
72	秋田市	34	40	△ 6
73	郡山市	41	36	5
74	いわき市	46	45	1
75	宇都宮市	66	84	△ 18
76	前橋市	57	51	6
77	高崎市	81	77	4
78	川越市	42	32	10
79	越谷市	45	42	3
80	船橋市	79	78	1
81	柏市	55	54	1
82	八王子市	116	116	0
83	横須賀市	58	54	4
84	富山市	90	84	6
85	金沢市	84	83	1
86	長野市	44	44	0
87	岐阜市	47	75	△ 28
88	豊橋市	74	67	7
89	岡崎市	43	43	0
90	豊田市	85	84	1
91	大津市	64	60	4
92	豊中市	68	60	8
93	高槻市	64	61	3
94	枚方市	96	90	6
95	東大阪市	55	73	△ 18
96	姫路市	69	91	△ 22
97	尼崎市	51	48	3
98	西宮市	61	59	2
99	奈良市	73	72	1
100	和歌山市	76	73	3
101	倉敷市	67	87	△ 20
102	福山市	74	100	△ 26
103	下関市	41	47	△ 6
104	高松市	94	86	8
105	松山市	88	69	19
106	高知市	78	71	7
107	久留米市	47	75	△ 28
108	長崎市	90	99	△ 9
109	大分市	55	84	△ 29
110	宮崎市	51	51	0
111	鹿児島市	116	101	15
112	那覇市	72	60	12
中核市合計		2,940	2,997	△ 57
総合計		22,608	22,084	524

（平成27年5月1日 総務課少子化総合対策室調べ）

放課後児童クラブ登録児童数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：人）

No.	都道府県名	27年度	26年度	増減
1	北海道	25,185	23,104	2,081
2	青森県	10,448	9,055	1,393
3	岩手県	10,516	10,168	348
4	宮城県	11,877	10,501	1,376
5	秋田県	8,232	8,012	220
6	山形県	12,256	11,462	794
7	福島県	12,750	11,394	1,356
8	茨城県	31,494	27,831	3,663
9	栃木県	15,971	14,966	1,005
10	群馬県	13,386	12,556	830
11	埼玉県	43,373	39,505	3,868
12	千葉県	31,083	28,210	2,873
13	東京都	92,604	83,982	8,622
14	神奈川県	17,788	16,253	1,535
15	新潟県	12,649	11,072	1,577
16	富山県	5,768	5,149	619
17	石川県	8,108	7,317	791
18	福井県	8,694	8,007	687
19	山梨県	9,588	8,624	964
20	長野県	17,518	16,569	949
21	岐阜県	12,207	10,924	1,283
22	静岡県	15,732	14,527	1,205
23	愛知県	32,263	28,039	4,224
24	三重県	12,031	11,189	842
25	滋賀県	10,695	9,621	1,074
26	京都府	11,792	10,289	1,503
27	大阪府	29,808	26,733	3,075
28	兵庫県	20,434	18,312	2,122
29	奈良県	9,434	8,519	915
30	和歌山県	4,224	3,766	458
31	鳥取県	6,248	5,637	611
32	島根県	7,212	6,845	367
33	岡山県	7,136	6,764	372
34	広島県	11,825	10,077	1,748
35	山口県	10,768	9,958	810
36	徳島県	6,388	5,922	466
37	香川県	5,804	5,088	716
38	愛媛県	6,876	6,594	282
39	高知県	2,870	2,706	164
40	福岡県	24,383	22,267	2,116
41	佐賀県	9,243	8,282	961
42	長崎県	9,905	9,238	667
43	熊本県	10,895	9,906	989
44	大分県	7,809	7,127	682
45	宮崎県	5,673	5,283	390
46	鹿児島県	10,875	9,974	901
47	沖縄県	10,329	11,107	△ 778
都道府県合計		712,147	648,431	63,716

No.	指定都市名	27年度	26年度	増減
48	札幌市	15,580	13,736	1,844
49	仙台市	8,916	7,699	1,217
50	さいたま市	8,883	8,219	664
51	千葉市	8,285	7,234	1,051
52	横浜市	13,752	12,028	1,724
53	川崎市	5,283	7,471	△ 2,188
54	相模原市	5,242	4,785	457
55	新潟市	8,298	7,375	923
56	静岡市	3,839	3,575	264
57	浜松市	5,133	4,812	321
58	名古屋市	6,364	5,933	431
59	京都市	11,628	9,819	1,809
60	大阪市	3,979	3,948	31
61	堺市	7,612	7,126	486
62	神戸市	11,121	10,196	925
63	岡山市	5,822	5,270	552
64	広島市	7,408	6,692	716
65	北九州市	10,340	9,731	609
66	福岡市	13,782	12,619	1,163
67	熊本市	4,607	5,547	△ 940
指定都市合計		165,874	153,815	12,059

No.	中核市名	27年度	26年度	増減
68	函館市	1,782	1,583	199
69	旭川市	2,550	2,245	305
70	青森市	2,104	2,055	49
71	盛岡市	2,197	1,977	220
72	秋田市	1,257	1,354	△ 97
73	郡山市	2,045	1,881	164
74	いわき市	2,291	2,114	177
75	宇都宮市	4,299	3,798	501
76	前橋市	2,874	2,535	339
77	高崎市	3,659	3,513	146
78	川越市	2,168	2,029	139
79	越谷市	2,556	2,254	302
80	船橋市	4,664	4,298	366
81	柏市	2,609	2,318	291
82	八王子市	5,612	5,345	267
83	横須賀市	1,625	1,570	55
84	富山市	6,986	6,530	456
85	金沢市	4,489	4,165	324
86	長野市	3,970	3,862	108
87	岐阜市	2,300	1,920	380
88	豊橋市	2,698	2,376	322
89	岡崎市	2,213	2,091	122
90	豊田市	3,031	2,733	298
91	大津市	2,675	2,501	174
92	豊中市	3,243	2,975	268
93	高槻市	2,968	2,678	290
94	枚方市	3,588	3,314	274
95	東大阪市	3,323	2,914	409
96	姫路市	3,926	3,560	366
97	尼崎市	2,231	2,056	175
98	西宮市	3,033	2,853	180
99	奈良市	3,006	3,003	3
100	和歌山市	2,685	2,359	326
101	倉敷市	4,283	4,031	252
102	福山市	4,508	4,255	253
103	下関市	2,030	1,791	239
104	高松市	3,478	3,403	75
105	松山市	4,248	3,223	1,025
106	高知市	3,740	3,378	362
107	久留米市	3,561	3,305	256
108	長崎市	4,810	4,567	243
109	大分市	3,687	3,281	406
110	宮崎市	3,139	2,869	270
111	鹿児島市	5,116	4,472	644
112	那覇市	3,357	2,872	485
中核市合計		146,614	134,206	12,408
総合計		1,024,635	936,452	88,183

※平成27年度から「越谷市と八王子市」が中核市となったため、平成26年度公表データ「埼玉県と東京都」から越谷市の児童数（2,254人）と八王子市の児童数（5,345人）を減算している。

（平成27年5月1日 総務課少子化総合対策室調べ）

利用できなかった児童数（待機児童数）（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：人）

No.	都道府県名	27年度	26年度	増減
1	北海道	222	78	144
2	青森県	6	2	4
3	岩手県	50	25	25
4	宮城県	323	159	164
5	秋田県	62	61	1
6	山形県	16	8	8
7	福島県	178	149	29
8	茨城県	342	183	159
9	栃木県	69	66	3
10	群馬県	34	7	27
11	埼玉県	903	440	463
12	千葉県	529	395	134
13	東京都	2,814	1,519	1,295
14	神奈川県	454	377	77
15	新潟県	1	4	△ 3
16	富山県	6	0	6
17	石川県	0	7	△ 7
18	福井県	78	0	78
19	山梨県	78	30	48
20	長野県	21	0	21
21	岐阜県	215	82	133
22	静岡県	311	144	167
23	愛知県	582	300	282
24	三重県	86	2	84
25	滋賀県	156	116	40
26	京都府	108	85	23
27	大阪府	401	476	△ 75
28	兵庫県	322	213	109
29	奈良県	108	82	26
30	和歌山県	41	46	△ 5
31	鳥取県	88	69	19
32	島根県	98	68	30
33	岡山県	114	36	78
34	広島県	2	18	△ 16
35	山口県	255	174	81
36	徳島県	9	5	4
37	香川県	25	0	25
38	愛媛県	64	77	△ 13
39	高知県	33	39	△ 6
40	福岡県	241	133	108
41	佐賀県	138	88	50
42	長崎県	412	89	323
43	熊本県	209	68	141
44	大分県	33	4	29
45	宮崎県	126	149	△ 23
46	鹿児島県	151	75	76
47	沖縄県	371	293	78
都道府県合計		10,885	6,441	4,444

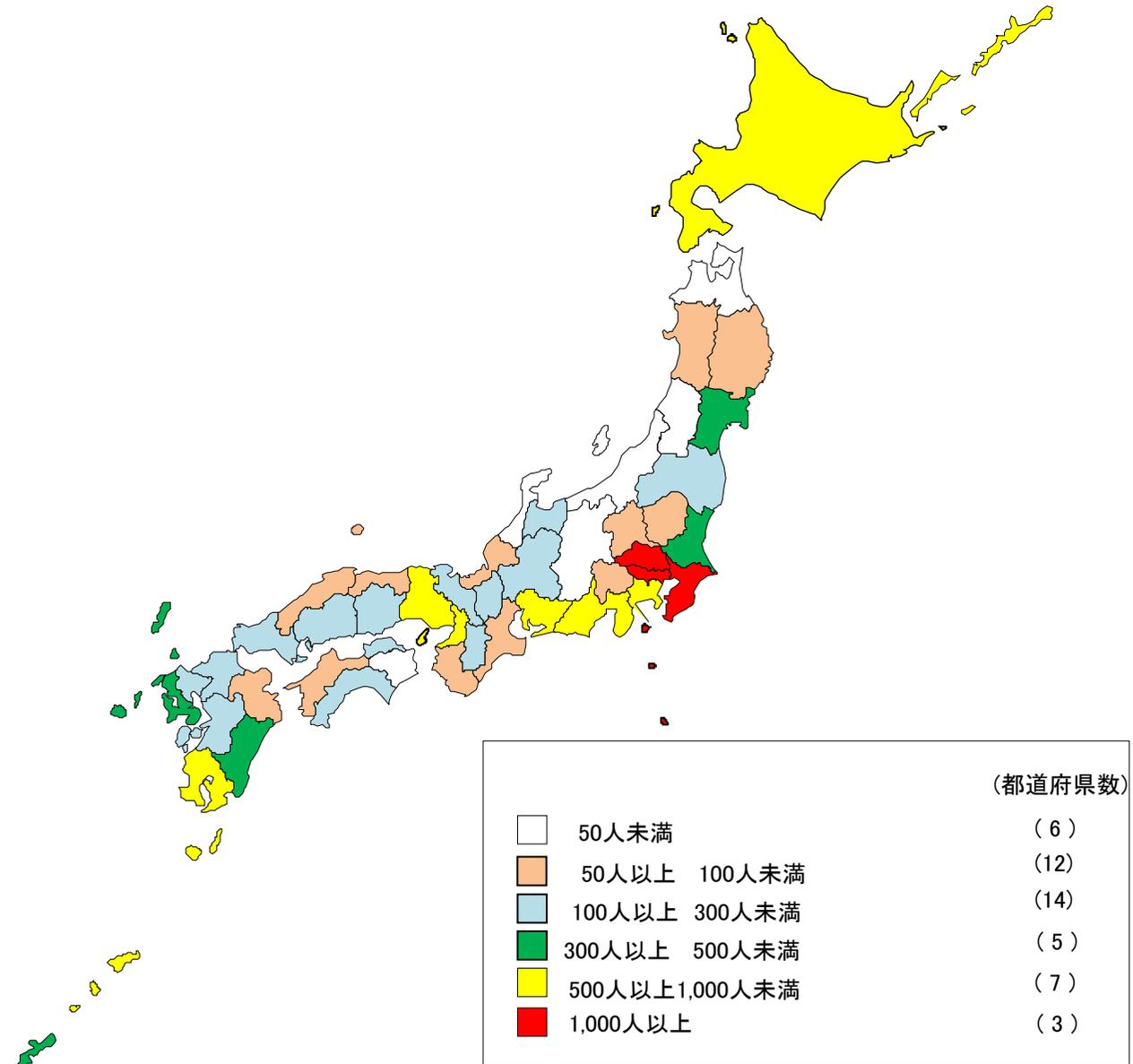
※平成27年度から「越谷市と八王子市」が中核市となったため、平成26年度公表データ「埼玉県と東京都」から越谷市の児童数（46人）と八王子市の児童数（198人）を減算している。

No.	指定都市名	27年度	26年度	増減
48	札幌市	0	0	0
49	仙台市	60	122	△ 62
50	さいたま市	698	379	319
51	千葉市	294	201	93
52	横浜市	0	0	0
53	川崎市	9	0	9
54	相模原市	279	199	80
55	新潟市	0	8	△ 8
56	静岡市	350	137	213
57	浜松市	311	120	191
58	名古屋市	0	0	0
59	京都市	0	0	0
60	大阪市	0	0	0
61	堺市	162	169	△ 7
62	神戸市	0	0	0
63	岡山市	22	31	△ 9
64	広島市	260	25	235
65	北九州市	0	0	0
66	福岡市	0	0	0
67	熊本市	0	0	0
指定都市合計		2,445	1,391	1,054

No.	中核市名	27年度	26年度	増減
68	函館市	0	1	△ 1
69	旭川市	288	100	188
70	青森市	0	0	0
71	盛岡市	47	40	7
72	秋田市	19	6	13
73	郡山市	17	0	17
74	いわき市	21	10	11
75	宇都宮市	0	0	0
76	前橋市	46	3	43
77	高崎市	0	2	△ 2
78	川越市	0	0	0
79	越谷市	226	46	180
80	船橋市	455	334	121
81	柏市	24	36	△ 12
82	八王子市	326	198	128
83	横須賀市	20	28	△ 8
84	富山市	102	63	39
85	金沢市	0	0	0
86	長野市	11	21	△ 10
87	岐阜市	11	7	4
88	豊橋市	21	67	△ 46
89	岡崎市	183	91	92
90	豊田市	0	0	0
91	大津市	0	0	0
92	豊中市	0	0	0
93	高槻市	15	49	△ 34
94	枚方市	18	4	14
95	東大阪市	35	62	△ 27
96	姫路市	91	64	27
97	尼崎市	377	179	198
98	西宮市	15	10	5
99	奈良市	0	5	△ 5
100	和歌山市	58	43	15
101	倉敷市	58	25	33
102	福山市	0	0	0
103	下関市	0	0	0
104	高松市	183	140	43
105	松山市	0	0	0
106	高知市	97	8	89
107	久留米市	0	0	0
108	長崎市	0	10	△ 10
109	大分市	26	29	△ 3
110	宮崎市	326	178	148
111	鹿児島市	414	171	243
112	那覇市	81	83	△ 2
中核市合計		3,611	2,113	1,498
総合計		16,941	9,945	6,996

（平成27年5月1日 総務課少子化総合対策室調べ）

平成27年5月1日 利用できなかった児童（待機児童）マップ（都道府県別）



注：各道府県には政令指定都市・中核市を含む。

都道府県	利用できなかった児童数 人
北海道	510
青森県	6
岩手県	97
宮城県	383
秋田県	81
山形県	16
福島県	216
茨城県	342
栃木県	69
群馬県	80
埼玉県	1,827
千葉県	1,302
東京都	3,140
神奈川県	762
新潟県	1
富山県	108
石川県	0
福井県	78
山梨県	78
長野県	32
岐阜県	226
静岡県	972
愛知県	786
三重県	86
滋賀県	156
京都府	108
大阪府	631
兵庫県	805
奈良県	108
和歌山県	99
鳥取県	88
島根県	98
岡山県	194
広島県	262
山口県	255
徳島県	9
香川県	208
愛媛県	64
高知県	130
福岡県	241
佐賀県	138
長崎県	412
熊本県	209
大分県	59
宮崎県	452
鹿児島県	565
沖縄県	452
計	16,941

利用できなかった児童（待機児童数）がいるクラブ数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）  
（単位：か所）

No.	都道府県名	27年度	26年度	増減
1	北海道	40	23	17
2	青森県	4	2	2
3	岩手県	15	5	10
4	宮城県	27	26	1
5	秋田県	14	14	0
6	山形県	5	4	1
7	福島県	41	28	13
8	茨城県	61	48	13
9	栃木県	23	13	10
10	群馬県	9	3	6
11	埼玉県	91	67	24
12	千葉県	89	69	20
13	東京都	347	268	79
14	神奈川県	59	53	6
15	新潟県	1	1	0
16	富山県	1	0	1
17	石川県	0	1	△ 1
18	福井県	3	0	3
19	山梨県	14	12	2
20	長野県	4	0	4
21	岐阜県	18	20	△ 2
22	静岡県	54	39	15
23	愛知県	102	63	39
24	三重県	19	1	18
25	滋賀県	31	22	9
26	京都府	17	20	△ 3
27	大阪府	55	100	△ 45
28	兵庫県	63	37	26
29	奈良県	17	14	3
30	和歌山県	8	13	△ 5
31	鳥取県	19	16	3
32	島根県	18	13	5
33	岡山県	13	9	4
34	広島県	1	9	△ 8
35	山口県	36	27	9
36	徳島県	5	1	4
37	香川県	7	0	7
38	愛媛県	12	9	3
39	高知県	14	8	6
40	福岡県	34	28	6
41	佐賀県	23	17	6
42	長崎県	26	11	15
43	熊本県	24	13	11
44	大分県	6	2	4
45	宮崎県	22	15	7
46	鹿児島県	29	15	14
47	沖縄県	50	40	10
都道府県合計		1,571	1,199	372

※平成27年度から「越谷市と八王子市」が中核市となったため、平成26年度公表データ「埼玉県と東京都」から越谷市のクラブ数（6クラブ）と八王子市のクラブ数（28クラブ）を減算している。

No.	指定都市名	27年度	26年度	増減
48	札幌市	0	0	0
49	仙台市	16	10	6
50	さいたま市	60	54	6
51	千葉市	67	51	16
52	横浜市	0	0	0
53	川崎市	2	0	2
54	相模原市	38	25	13
55	新潟市	0	2	△ 2
56	静岡市	43	28	15
57	浜松市	56	35	21
58	名古屋市	0	0	0
59	京都市	0	0	0
60	大阪市	0	0	0
61	堺市	18	24	△ 6
62	神戸市	0	0	0
63	岡山市	6	8	△ 2
64	広島市	35	2	33
65	北九州市	0	0	0
66	福岡市	0	0	0
67	熊本市	0	0	0
指定都市合計		341	239	102

No.	中核市名	27年度	26年度	増減
68	函館市	0	1	△ 1
69	旭川市	25	13	12
70	青森市	0	0	0
71	盛岡市	8	10	△ 2
72	秋田市	4	2	2
73	郡山市	2	0	2
74	いわき市	5	4	1
75	宇都宮市	0	0	0
76	前橋市	8	2	6
77	高崎市	0	1	△ 1
78	川越市	0	0	0
79	越谷市	46	6	40
80	船橋市	37	30	7
81	柏市	12	16	△ 4
82	八王子市	116	28	88
83	横須賀市	6	10	△ 4
84	富山市	18	13	5
85	金沢市	0	0	0
86	長野市	2	3	△ 1
87	岐阜市	4	3	1
88	豊橋市	7	11	△ 4
89	岡崎市	14	10	4
90	豊田市	0	0	0
91	大津市	0	0	0
92	豊中市	0	0	0
93	高槻市	8	3	5
94	枚方市	10	2	8
95	東大阪市	8	5	3
96	姫路市	8	11	△ 3
97	尼崎市	26	17	9
98	西宮市	2	4	△ 2
99	奈良市	0	1	△ 1
100	和歌山市	9	9	0
101	倉敷市	5	4	1
102	福山市	0	0	0
103	下関市	0	0	0
104	高松市	38	24	14
105	松山市	0	0	0
106	高知市	11	3	8
107	久留米市	0	0	0
108	長崎市	0	5	△ 5
109	大分市	5	6	△ 1
110	宮崎市	33	25	8
111	鹿児島市	48	21	27
112	那覇市	17	12	5
中核市合計		542	315	227
総合計		2,454	1,753	701

（平成27年5月1日 総務課少子化総合対策室調べ）

放課後児童支援員等数（都道府県・指定都市・中核市別うち常勤職員数・率入り）

（単位：人）

No.	都道府県名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
1	北海道	2,346	635	27.1%
2	青森県	896	349	39.0%
3	岩手県	1,131	538	47.6%
4	宮城県	1,248	166	13.3%
5	秋田県	708	106	15.0%
6	山形県	1,239	656	52.9%
7	福島県	1,293	419	32.4%
8	茨城県	3,507	427	12.2%
9	栃木県	2,059	951	46.2%
10	群馬県	1,479	574	38.8%
11	埼玉県	4,506	1,443	32.0%
12	千葉県	3,658	971	26.5%
13	東京都	10,053	3,352	33.3%
14	神奈川県	2,246	259	11.5%
15	新潟県	1,383	276	20.0%
16	富山県	897	129	14.4%
17	石川県	775	262	33.8%
18	福井県	1,130	283	25.0%
19	山梨県	703	362	51.5%
20	長野県	1,404	410	29.2%
21	岐阜県	1,419	340	24.0%
22	静岡県	1,718	515	30.0%
23	愛知県	3,677	421	11.4%
24	三重県	1,881	541	28.8%
25	滋賀県	1,387	573	41.3%
26	京都府	1,258	319	25.4%
27	大阪府	2,639	233	8.8%
28	兵庫県	2,075	322	15.5%
29	奈良県	900	221	24.6%
30	和歌山県	578	159	27.5%
31	鳥取県	753	183	24.3%
32	島根県	1,251	406	32.5%
33	岡山県	1,152	384	33.3%
34	広島県	1,089	215	19.7%
35	山口県	1,296	40	3.1%
36	徳島県	728	369	50.7%
37	香川県	546	172	31.5%
38	愛媛県	823	66	8.0%
39	高知県	406	154	37.9%
40	福岡県	2,435	787	32.3%
41	佐賀県	833	92	11.0%
42	長崎県	1,103	418	37.9%
43	熊本県	1,172	487	41.6%
44	大分県	1,112	473	42.5%
45	宮崎県	582	205	35.2%
46	鹿児島県	1,180	551	46.7%
47	沖縄県	1,139	622	54.6%
都道府県合計		77,793	21,836	28.1%

No.	指定都市名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
48	札幌市	846	482	57.0%
49	仙台市	973	405	41.6%
50	さいたま市	1,134	473	41.7%
51	千葉市	836	441	52.8%
52	横浜市	3,165	740	23.4%
53	川崎市	1,261	251	19.9%
54	相模原市	1,083	64	5.9%
55	新潟市	917	547	59.7%
56	静岡市	375	6	1.6%
57	浜松市	761	65	8.5%
58	名古屋市	1,605	405	25.2%
59	京都市	650	387	59.5%
60	大阪市	978	254	26.0%
61	堺市	1,087	0	0.0%
62	神戸市	1,242	81	6.5%
63	岡山市	699	0	0.0%
64	広島市	1,423	11	0.8%
65	北九州市	1,204	188	15.6%
66	福岡市	830	0	0.0%
67	熊本市	569	31	5.4%
指定都市合計		21,638	4,831	22.3%

No.	中核市名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
68	函館市	230	108	47.0%
69	旭川市	153	3	2.0%
70	青森市	158	158	100.0%
71	盛岡市	206	77	37.4%
72	秋田市	206	89	43.2%
73	郡山市	222	0	0.0%
74	いわき市	229	122	53.3%
75	宇都宮市	268	235	87.7%
76	前橋市	373	104	27.9%
77	高崎市	417	171	41.0%
78	川越市	153	153	100.0%
79	越谷市	198	164	82.8%
80	船橋市	382	0	0.0%
81	柏市	268	86	32.1%
82	八王子	429	154	35.9%
83	横須賀市	313	92	29.4%
84	富山市	571	101	17.7%
85	金沢市	352	156	44.3%
86	長野市	324	143	44.1%
87	岐阜市	221	0	0.0%
88	豊橋市	337	41	12.2%
89	岡崎市	189	19	10.1%
90	豊田市	440	50	11.4%
91	大津市	265	1	0.4%
92	豊中市	207	83	40.1%
93	高槻市	217	0	0.0%
94	枚方市	203	159	78.3%
95	東大阪市	465	327	70.3%
96	姫路市	421	0	0.0%
97	尼崎市	177	3	1.7%
98	西宮市	243	148	60.9%
99	奈良市	312	13	4.2%
100	和歌山市	348	7	2.0%
101	倉敷市	609	176	28.9%
102	福山市	206	0	0.0%
103	下関市	155	0	0.0%
104	高松市	298	23	7.7%
105	松山市	549	8	1.5%
106	高知市	252	0	0.0%
107	久留米市	247	95	38.5%
108	長崎市	536	172	32.1%
109	大分市	358	118	33.0%
110	宮崎市	205	17	8.3%
111	鹿児島市	651	14	2.2%
112	那覇市	321	148	46.1%
中核市合計		13,884	3,738	26.9%
総合計		113,315	30,405	26.8%

（平成27年5月1日 総務課少子化総合対策室調べ）

学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設で実施するクラブ数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所）

No.	都道府県名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
1	北海道	149	36	185	29.9%
2	青森県	68	23	91	35.5%
3	岩手県	41	57	98	36.7%
4	宮城県	65	44	109	41.8%
5	秋田県	70	10	80	42.8%
6	山形県	65	22	87	30.6%
7	福島県	93	22	115	35.6%
8	茨城県	338	193	531	68.4%
9	栃木県	81	67	148	34.3%
10	群馬県	47	53	100	32.4%
11	埼玉県	297	322	619	63.3%
12	千葉県	317	214	531	70.1%
13	東京都	543	339	882	53.1%
14	神奈川県	148	41	189	49.0%
15	新潟県	128	34	162	48.2%
16	富山県	38	38	76	51.7%
17	石川県	41	23	64	32.0%
18	福井県	57	3	60	25.4%
19	山梨県	31	37	68	28.7%
20	長野県	74	53	127	39.9%
21	岐阜県	142	55	197	70.4%
22	静岡県	133	122	255	65.7%
23	愛知県	200	147	347	47.8%
24	三重県	31	82	113	33.4%
25	滋賀県	58	64	122	52.1%
26	京都府	81	88	169	69.8%
27	大阪府	342	208	550	93.7%
28	兵庫県	238	142	380	73.6%
29	奈良県	64	64	128	63.1%
30	和歌山県	36	29	65	56.0%
31	鳥取県	48	28	76	49.7%
32	島根県	48	44	92	44.2%
33	岡山県	68	43	111	51.9%
34	広島県	99	80	179	60.9%
35	山口県	94	89	183	62.0%
36	徳島県	29	37	66	44.0%
37	香川県	39	37	76	55.9%
38	愛媛県	69	48	117	63.6%
39	高知県	24	27	51	69.9%
40	福岡県	128	208	336	74.0%
41	佐賀県	104	78	182	79.8%
42	長崎県	8	31	39	16.8%
43	熊本県	32	71	103	36.7%
44	大分県	42	48	90	44.1%
45	宮崎県	42	8	50	29.9%
46	鹿児島県	29	23	52	17.0%
47	沖縄県	5	13	18	6.8%
都道府県合計		4,924	3,545	8,469	51.5%

No.	指定都市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
48	札幌市	94	0	94	38.1%
49	仙台市	19	1	20	12.7%
50	さいたま市	30	31	61	29.8%
51	千葉市	59	47	106	70.7%
52	横浜市	106	3	109	32.2%
53	川崎市	43	70	113	91.1%
54	相模原市	17	18	35	37.2%
55	新潟市	26	47	73	52.9%
56	静岡市	44	31	75	78.9%
57	浜松市	36	68	104	86.7%
58	名古屋市	28	0	28	13.4%
59	京都市	20	7	27	15.6%
60	大阪市	37	0	37	25.9%
61	堺市	73	16	89	96.7%
62	神戸市	37	4	41	20.7%
63	岡山市	37	85	122	84.7%
64	広島市	29	39	68	34.7%
65	北九州市	14	73	87	65.4%
66	福岡市	28	112	140	100.0%
67	熊本市	17	85	102	79.7%
指定都市合計		794	737	1,531	47.5%

No.	中核市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
68	函館市	14	1	15	30.6%
69	旭川市	23	18	41	65.1%
70	青森市	30	2	32	71.1%
71	盛岡市	5	2	7	15.2%
72	秋田市	0	0	0	0.0%
73	郡山市	22	13	35	85.4%
74	いわき市	10	15	25	54.3%
75	宇都宮市	14	46	60	90.9%
76	前橋市	6	18	24	42.1%
77	高崎市	5	51	56	69.1%
78	川崎市	25	16	41	97.6%
79	越谷市	9	33	42	93.3%
80	船橋市	34	40	74	93.7%
81	柏市	11	41	52	94.5%
82	八王子	31	38	69	59.5%
83	横須賀市	17	0	17	29.3%
84	富山市	25	24	49	54.4%
85	金沢市	11	4	15	17.9%
86	長野市	0	0	0	0.0%
87	岐阜市	43	0	43	91.5%
88	豊橋市	13	15	28	37.8%
89	岡崎市	1	3	4	9.3%
90	豊田市	37	45	82	96.5%
91	大津市	13	25	38	59.4%
92	豊中市	59	9	68	100.0%
93	高槻市	30	31	61	95.3%
94	枚方市	22	72	94	97.9%
95	東大阪市	31	21	52	94.5%
96	姫路市	2	49	51	73.9%
97	尼崎市	10	37	47	92.2%
98	西宮市	2	56	58	95.1%
99	奈良市	15	52	67	91.8%
100	和歌山市	55	7	62	81.6%
101	倉敷市	22	30	52	77.6%
102	福山市	47	18	65	87.8%
103	下関市	29	6	35	85.4%
104	高松市	23	53	76	80.9%
105	松山市	22	50	72	81.8%
106	高知市	42	36	78	100.0%
107	久留米市	3	41	44	93.6%
108	長崎市	19	17	36	40.0%
109	大分市	8	37	45	81.8%
110	宮崎市	17	22	39	76.5%
111	鹿児島市	20	24	44	37.9%
112	那覇市	9	7	16	22.2%
中核市合計		886	1,125	2,011	68.4%
総合計		6,604	5,407	12,011	53.1%

（平成27年5月1日 総務課少子化総合対策室調べ）

同一小学校内（学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設）で放課後子供教室の活動プログラムに参加しているクラブ数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所）

No.	都道府県名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
1	北海道	20	4	24	0.2%
2	青森県	12	2	14	0.1%
3	岩手県	3	1	4	0.0%
4	宮城県	2	7	9	0.1%
5	秋田県	12	1	13	0.1%
6	山形県	9	1	10	0.1%
7	福島県	10	2	12	0.1%
8	茨城県	77	66	143	1.2%
9	栃木県	11	3	14	0.1%
10	群馬県	4	3	7	0.1%
11	埼玉県	56	98	154	1.3%
12	千葉県	36	6	42	0.3%
13	東京都	443	248	691	5.8%
14	神奈川県	32	16	48	0.4%
15	新潟県	7	3	10	0.1%
16	富山県	12	15	27	0.2%
17	石川県	1	0	1	0.0%
18	福井県	5	0	5	0.0%
19	山梨県	6	6	12	0.1%
20	長野県	15	10	25	0.2%
21	岐阜県	26	2	28	0.2%
22	静岡県	20	14	34	0.3%
23	愛知県	40	27	67	0.6%
24	三重県	0	13	13	0.1%
25	滋賀県	0	0	0	0.0%
26	京都府	17	49	66	0.5%
27	大阪府	229	97	326	2.7%
28	兵庫県	86	36	122	1.0%
29	奈良県	4	9	13	0.1%
30	和歌山県	6	10	16	0.1%
31	鳥取県	0	1	1	0.0%
32	島根県	16	14	30	0.2%
33	岡山県	8	0	8	0.1%
34	広島県	11	28	39	0.3%
35	山口県	10	9	19	0.2%
36	徳島県	5	2	7	0.1%
37	香川県	0	2	2	0.0%
38	愛媛県	0	0	0	0.0%
39	高知県	4	4	8	0.1%
40	福岡県	11	19	30	0.2%
41	佐賀県	5	10	15	0.1%
42	長崎県	2	2	4	0.0%
43	熊本県	8	4	12	0.1%
44	大分県	13	7	20	0.2%
45	宮崎県	0	0	0	0.0%
46	鹿児島県	0	0	0	0.0%
47	沖縄県	0	4	4	0.0%
都道府県合計	1,294	855	2,149	17.9%	

No.	指定都市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
48	札幌市	94	0	94	0.8%
49	仙台市	1	0	1	0.0%
50	さいたま市	22	28	50	0.4%
51	千葉市	21	32	53	0.4%
52	横浜市	106	3	109	0.9%
53	川崎市	43	70	113	0.9%
54	相模原市	3	1	4	0.0%
55	新潟市	17	33	50	0.4%
56	静岡市	0	1	1	0.0%
57	浜松市	0	0	0	0.0%
58	名古屋市	28	0	28	0.2%
59	京都市	14	3	17	0.1%
60	大阪市	34	0	34	0.3%
61	堺市	0	0	0	0.0%
62	神戸市	7	0	7	0.1%
63	岡山市	7	10	17	0.1%
64	広島市	0	0	0	0.0%
65	北九州市	0	0	0	0.0%
66	福岡市	28	111	139	1.2%
67	熊本市	17	85	102	0.8%
指定都市合計	442	377	819	6.8%	

No.	中核市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
68	函館市	0	0	0	0.0%
69	旭川市	0	0	0	0.0%
70	青森市	30	2	32	0.3%
71	盛岡市	0	0	0	0.0%
72	秋田市	0	0	0	0.0%
73	郡山市	0	0	0	0.0%
74	いわき市	0	0	0	0.0%
75	宇都宮市	8	38	46	0.4%
76	前橋市	6	17	23	0.2%
77	高崎市	0	0	0	0.0%
78	川越市	0	0	0	0.0%
79	越谷市	4	14	18	0.1%
80	船橋市	5	3	8	0.1%
81	柏市	7	29	36	0.3%
82	八王子	27	36	63	0.5%
83	横須賀市	0	0	0	0.0%
84	富山市	2	0	2	0.0%
85	金沢市	0	0	0	0.0%
86	長野市	0	0	0	0.0%
87	岐阜市	16	0	16	0.1%
88	豊橋市	0	0	0	0.0%
89	岡崎市	0	0	0	0.0%
90	豊田市	0	0	0	0.0%
91	大津市	0	0	0	0.0%
92	豊中市	59	9	68	0.6%
93	高槻市	10	7	17	0.1%
94	枚方市	21	69	90	0.7%
95	東大阪市	0	0	0	0.0%
96	姫路市	0	0	0	0.0%
97	尼崎市	10	37	47	0.4%
98	西宮市	0	0	0	0.0%
99	奈良市	14	52	66	0.5%
100	和歌山市	0	0	0	0.0%
101	倉敷市	20	29	49	0.4%
102	福山市	0	0	0	0.0%
103	下関市	9	0	9	0.1%
104	高松市	2	5	7	0.1%
105	松山市	8	16	24	0.2%
106	高知市	0	0	0	0.0%
107	久留米市	0	0	0	0.0%
108	長崎市	2	6	8	0.1%
109	大分市	0	0	0	0.0%
110	宮崎市	0	0	0	0.0%
111	鹿児島市	0	0	0	0.0%
112	那覇市	6	6	12	0.1%
中核市合計	266	375	641	5.3%	
総合計	2,002	1,607	3,609	30.0%	

（平成27年5月1日 総務課少子化総合対策室調べ）